徳島大学女性職員休憩室利用要領

平成24年3月30日 AWAサポートセンター長制定

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島大学女性職員休憩室(以下「休憩室」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

- 第2条 休憩室は、次の各号に掲げる場合に利用することができる。
 - (1) 休憩及び仮眠等体調管理のために利用する場合
 - (2) 授乳・搾乳等育児のために利用する場合
 - (3) AWAベビーシッター制度のために利用する場合
 - (4) その他AWAサポートセンター長(以下「センター長」という。)が認めた場合 (利用者の資格)
- 第3条 休憩室を利用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 徳島大学(以下「本学」という。)の女性職員
 - (2) 子どもを有する本学の女子学生及び大学院生(以下「女子学生等」という。)
 - (3) その他センター長が認めた者

(利用の手続)

- 第4条 休憩室を利用しようとする者は、女性職員休憩室利用申請書(別紙様式)をセンター長に提出 し、利用登録を受けなければならない。
- 2 女子学生等は、利用登録の有効期限を当該年度内限りとし、利用登録の更新を受けようとする者は、 当該年度末までに女性職員休憩室利用申請書(別紙様式)をセンター長に提出し、利用登録を受けな ければならない。
- 3 利用登録を受けた者(以下「利用者」という。)は、申請内容を変更しようとするとき又は変更の必要が生じたときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

- 第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者は、休憩室に入室する際に、利用者が保持する I Cカード(以下「保持カード」という。) 又はAWAサポートセンター(以下「センター」という。)が貸与する I Cカード(以下「貸与カード」という。)を使用すること。
 - (2) 利用者は、利用登録期間終了時には速やかに貸与カードをセンターに返却すること。
 - (3) 利用者は、責任を持って保持カード又は貸与カードを管理し、紛失した場合は速やかにセンターに届け出ること。
 - (4) 利用者は、休憩室が本学の共用物であることを認識し、休憩室内の整理整頓及び清潔な環境の維持に努めること。
 - (5) 利用者は、センター長が別に定める利用心得を遵守するとともに、センターの指示に従うこと。

(弁償責任)

第6条 利用者は、故意又は重大な過失により設備又は物品を滅失、損傷若しくは汚損したときは、その責を負わなければならない。

(利用登録の取消し)

第7条 センター長は、利用者がこの要領に違反し、休憩室の運営に重大な支障を生じさせたときには、利用登録を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、休憩室の利用に関し必要な事項はセンター長が別に定める。 附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から実施する。